

保存版

P T A 会則・細則

新座市立第二中学校 P T A

新座市立第二中学校 P T A 会則

第 1 章 名 称 ・ 所 在 地

第 1 条 本会は、新座市立第二中学校 P T A と称し、事務所を新座市立第二中学校におく。
住所－新座市野火止 7－17－10
設立年月日－昭和 46 年 12 月 18 日

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、生徒の教育の向上など、幸福な成長をはかると共に、協力員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

第 3 章 活 動

第 3 条 本会は、前条の目的をとげるために、次の活動を行う。

1. 生徒の教育に関する相互研究。
2. 生徒の福祉と文化に関する対策。
3. 教職員と保護者の資質向上と相互の親睦を深める。
4. その他、目的達成に必要な活動。

第 4 章 方 針

第 4 条 本会は、教育を主旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育と福祉のために活動しているほかの団体や機関等と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 学校の運営や人事には干渉しない。

第5章 協力員 および 活動費

- 第5条 1. 本会は、生徒の保護者と教職員のうち、本会の目的に賛同し、「加入届」を提出した者をもって構成し、双方は、すべて平等の権利を有する。協力員が、納入する活動費は一家庭、年額500円を一括し、年度始めに納めるものとする。ただし、中途の転入・転出に対しては、徴収・返金はしないものとする。
2. 生徒のため、また学校教育や活動に還元するために要する経費は、活動費・その他の収入をもって充てる。
3. 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第6条 本会を構成する単位は、学級・学年・地区とする。

第6章 役員

- 第7条 1. 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|----------|--------------------|----------|
| (1) 会長1名 | (2) 副会長3名 (うち教員1名) | (3) 幹事2名 |
| (4) 会計2名 | (5) 書記2名 | (6) 監査2名 |
2. この会の役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務に支障をきたした時は、これを代理する。
- (3) 幹事は会の庶務に従事する。
- (4) 会計は会計事務を処理する。
- (5) 書記は会議の記録に従事する。
- (6) 監査はその年度の会計を監査する。
3. この会の役員の選出方法は次のとおりとする。
- (1) 会長・副会長・監査の選出は、選考会で選出し、総会の承認を得る。
- (2) 幹事・会計・書記は会長が委嘱する。
4. この会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
5. 会長以外の役員に欠員が生じた場合には、その役職の補填はしない。
6. 新座市PTA保護者会連合会ブロック長又は幹事校にあたる年に限り、会長を2名たてる事ができる。

第7章 サポート ・ ボランティア

- 第8条 1. 本会に集金サポート・卒対（3学年のみ）・給食試食会ボランティアを置く。
2. 各サポート・ボランティアは各学年より選出する。（卒対は3学年のみ）
- (1) 集金サポートは、活動費の集金作業を行う。
 - (2) 卒対は、卒業を祝うための準備等を行う。
 - (3) 給食試食会ボランティアは、給食試食会の準備、当日の運営を行う。
 - (4) 集金サポート・卒対・給食試食会ボランティアは立候補での選出とし、立候補者の人数で活動をする。
 - (5) 給食試食会ボランティアの立候補がなかった場合、その年度は給食試食会を実施しない。

第8章 会 議

第9条 この会議は次のとおりとする。

○総会 ○総務会 ○地区集会

1. 総会は協力員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
定期総会は、年度当初に行い、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。
定期総会は、次の事項を審議し決定する。
 - ①事業と決算の報告
 - ②事業計画と予算
 - ③役員承認
 - ④会則の改正
 - ⑤その他、会にとって重要と思われる事項
2. 総務会は、会長・副会長・幹事・会計・書記をもって構成し、本会の運営に必要な事項を協議するため随時ひらく。
3. 会議の議決はすべて出席者の過半数の多数決とする。
4. 学校長は、すべての会議に出席し、意見を述べるができる。

第9章 補 則

第10条 この会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。その結果は次期総会に報告する。

附 則

1. 本会則は、昭和46年12月18日より施行する。
2. 昭和51年4月 8日 会則一部改正
3. 昭和52年4月30日 会則一部改正
4. 昭和54年4月28日 会則一部改正
5. 昭和55年4月30日 会則一部改正
6. 昭和57年4月24日 会則一部改正
7. 昭和58年4月30日 会則一部改正
8. 昭和60年4月27日 会則一部改正
9. 昭和61年4月19日 会則一部改正
10. 昭和62年4月18日 会則一部改正
11. 平成 元年4月22日 会則一部改正
12. 平成 2年4月22日 会則一部改正
13. 平成 3年4月27日 会則一部改正
14. 平成 9年4月25日 会則一部改正
15. 平成10年4月27日 会則一部改正
16. 平成14年4月19日 会則一部改正
17. 平成25年4月30日 会則一部改正
18. 平成29年4月25日 会則一部改正
19. 平成31年4月25日 会則一部改正
20. 令和 6年4月25日 会則一部改正
21. 令和 8年3月 6日 会則一部改正

新座市立第二中学校 P T A 細則

第 1 章 役員選出に関する規定

- 第 1 条 本会に次年度の役員を選出する選考会運営チームをおく。
選考会運営チームは、現役員の中から選出したメンバーと教職員 1 名で構成し、二学期に発足する。
- 第 2 条 選考会運営チームは、チームリーダー 1 名、副リーダー 1 名を互選し、定期総会後解散するものとする。
選考会運営チームの初回招集は会長が行い、その後必要に応じて選考会運営チームのリーダーが招集を行う。
- 第 3 条 選考会運営チームは、役員選出に関する事務を行い、協力員の中より会長 1 名・副会長 3 名・監査 2 名を選出する。なお、副会長 3 名のうち 2 名は保護者、1 名は教頭とする。ただし、新座市 P T A 保護者会連合会の副会長にあたる年に限り、会長を 2 名たてる事ができる。
- 第 4 条 選考会運営チームのメンバーが役員として選出された場合は、選考会運営チームを抜けない。

第 2 章 サポート・ボランティアに関する規定

- 第 5 条 集金サポート・給食試食会ボランティアの選出は各学年で立候補とする。
卒対の選出は 3 学年のみとし、卒対の選出も立候補とする。
集金サポート・卒対・給食試食会ボランティアに関して選出人数は設けないこととする。
- 第 6 条 会則第 6 条の地区は次のとおりとする。
野火止五丁目・野火止六丁目・野火止七丁目・野火止八丁目・東一丁目・東二丁目・東三丁目・北野一丁目・北野三丁目 1 ～ 1 7 ・東北一丁目・東北二丁目・畑中三丁目 1, 2, 3 とする。

第3章 監査に関する規定

第7条 監査は年2回以上会計監査を行う。これを定期総会に報告するものとする。

第4章 会議に関する規定

第8条 臨時総会は役員が必要と認めた時、または協力員の5分の2以上の要求があった時会長が招集する。

第9条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を要する。
改正案は、総会の3日前までに配布する。

第5章 二中フェスタ運営チームに関する規定

第10条 本会に二中フェスタを企画、運営するための二中フェスタ運営チームをおく。

第11条

1. 二中フェスタ運営チームはPTA協力員の中よりリーダー1名・副リーダー2名・会計2名・記録2名を選出し、年度当初に発足する
2. 二中フェスタ運営チームの任期は当該年度末までとする。
3. 二中フェスタ運営チームのメンバーは、他のPTAサポート・ボランティア・役員との併任および再任を妨げないものとする。

第12条 二中フェスタ運営チームの招集はリーダーが行うものとする。

第13条 二中フェスタは諸般の事情により開催しないことができる。

第14条 二中フェスタ運営チームの運営および二中フェスタの開催に関する要領については総務会において協議し別にこれを定める。

第15条 本フェスタの収支決算および成果についてはフェスタ終了後、会計報告を公開し、総務会およびPTA総会において報告するものとする。

附 則

1. 本細則は、昭和47年6月6日より施行する。
2. 昭和52年4月30日 一部改正
3. 昭和55年3月26日 一部改正
4. 昭和57年3月31日 一部改正
5. 昭和58年2月10日 一部改正
6. 昭和60年3月 7日 一部改正
7. 昭和61年3月13日 一部改正
8. 昭和62年3月12日 一部改正
9. 平成 2年3月10日 一部改正
10. 平成 3年3月 9日 一部改正
11. 平成 5年3月 6日 一部改正
12. 平成 9年4月25日 一部改正
13. 平成12年3月18日 一部改正
14. 平成14年3月20日 一部改正
15. 平成17年1月19日 一部改正
16. 平成19年3月22日 一部改正
17. 平成25年4月30日 一部改正
18. 平成31年4月25日 一部改正
19. 令和 8年3月 6日 一部改正